

「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」の改正

「住宅用火災警報器設置対策基本方針」の策定の経緯

消防庁では、住警器の設置を推進するため、平成20年に、国、地方及び関係業界(団体)等からなる「住宅用火災警報器設置推進会議」を設置し、平成23年には、同会議の名称を「住宅用火災警報器設置対策会議」と改め、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を定め、地域社会における働きかけの強化、奏功事例等への積極的な周知、設置の定着のための適切な維持管理の広報等の取組を進めてきた。平成27年には、住警器の新築住宅への設置義務化から10年近く経過し、火災時に住警器が適正に作動するように、適切な維持管理(点検・交換)の広報を推進する必要があることから、基本方針の一部改正を行い、具体的な維持管理の方法等について改正したところ。

住警器設置の完全義務化から10年近くが経過し、今後、多くの世帯が住警器の交換期限を迎えるなか、適切な維持管理が行われない場合は、住宅火災の死者数が再び増加に転じることが懸念される状況である。

名称を「**住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針**」と改め、従来の取組に加え、住警器の維持管理(点検・交換)に関する広報及び支援体制等を強化するように新たに定める。

改正概要

(1) 住警器の維持管理に関する広報の推進

本体交換の際には、連動型住警器などの付加的な機能を併せ持つ機器等の設置など、各世帯が住宅の構造や世帯構成に応じて適切な機器を選択できるように、これらの機器について周知

(2) 消防機関における住警器の維持管理に関する支援体制の構築

維持管理等に係る地域住民のニーズに適切に対応できるように、連動型住警器等の共同購入の推奨、相談窓口の設置、交換の際の住警器の取り付け支援等、消防機関の支援体制の構築

(3) 民間事業者・団体等との連携強化

住警器の販売事業者や住宅へ訪問する機会が多い事業者・団体等(家電小売店、ホームセンター、電気事業者、ガス事業者、住宅産業・不動産関係者等)に対し、住警器の維持管理等について、正確な情報を共有すると共に、周知等への協力を依頼する等の連携体制の構築